

平成 25 年 6 月 25 日

独立行政法人建築研究所 国際活動実行計画

1. 目的

この実行計画は、第3期中期目標期間(平成 23～27 年度)において、平成 23 年 3 月 1 日に国土交通大臣の定めた「独立行政法人建築研究所が達成すべき業務運営に関する目標」(以下「中期目標」という。)及び平成 23 年 3 月 31 日に建築研究所の定めた「独立行政法人建築研究所の中期目標を達成するための計画」(以下「中期計画」という。)に基づき、建築研究所が実施する国際活動の基本方針と、今後取り組むべき課題と施策をとりまとめ、建築研究所の国際活動の着実な実行を目指すものである。

なお、本実行計画は、中期目標・中期計画の策定後に定められた第4期科学技術基本計画(平成 23 年 8 月閣議決定)や第3期国土交通省技術基本計画(平成 24 年 12 月)の指し示す国際戦略の方向性も踏まえつつ、第3期中期目標期間の国際活動の指針として策定を行った。

2. 上位計画等

建築研究所は、その設置法において、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的として設置され、この目的を達成するため、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発等を行うほか、地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修を行うこと等の業務を行うこととされている。

これを受けて策定された中期目標・中期計画においては、「国際連携及び国際貢献」、「地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動」について、特に項目をおこして活動の目標等を掲げている。

さらに、中期目標・中期計画の後に策定された第4期科学技術基本計画においては、東日本大震災から復興・再生を遂げ、将来にわたる持続的な成長と社会の発展を実現すること等をめざし、国際活動の戦略的展開を進めるものとし、アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進、我が国の強みを活かす国際活動の推進等を示している。また、第3期国土交通省技術基本計画は、我が国の優れた技術を海外展開することが国際貢献や国際プレゼンスの向上のみならず、経済成長や産業の育成という観点からも重要であるとして、我が国の技術の強みを活かした国際展開や基準・標準化による国際展開の推進等を示している。

3. 基本方針

建築研究所は、先端的な研究動向の把握や共同研究計画の立案等を図るため、我が国を代表する建築研究機関として、1950年代より CIB（建築研究国際協議会）、RILEM（国際材料構造試験研究機関・専門家連合）に加盟するほか、海外研究機関や大学と共同研究プロジェクトを推進するなど、海外との研究交流を重ねてきている。

また 1960年代からは、日本政府の途上国貢献事業として建築研究所において国際地震工学研修が開始され、UNESCO を含む内外機関の協力を得て、世界にも類のない国際地震工学研修として、地震災害に悩む発展途上国の技術指導に大きな役割を果たしてきている。

建築研究所は、上位計画で示された方向性及び建築・都市分野における国の国際活動の方針を踏まえ、これまでの経験を活かしつつ、以下の基本方針により、国際活動を積極的に行うものとする。

建築研究所の国際活動の基本方針

限られた人的資源を有効に活用するとともに国内外の関係機関と連携し、建築研究所のこれまでの優れた研究成果の蓄積等を活かしつつ、世界への貢献を実現するため、次の4つの手法により、積極的な国際活動を展開する。

- I 国際地震工学研修による国際貢献の推進
- II 国際機関・海外研究機関等との協力・研究交流の推進
- III 研究成果の国際的な普及による国際貢献
- IV 開発途上国等への協力の推進

4. 国際活動実行計画

上記の基本方針を受けて、建築研究所においては、次の4つの分野と、9の課題、13の施策を定め、国際活動を積極的かつ効果的に実施するものとする。

なお、それぞれの課題、施策は、当然のことながら、相互に密接に関連するものであり、連携させつつ、効果的に実施するものとする。

I 国際地震工学研修による国際貢献の推進（1課題、2施策）

課題1 国際地震工学研修の着実な実施

国際協力機構(JICA)等と協力して、開発途上国等からの研修生に対する国際地震工学研修を実施する。また、これまで99国1,588人(2013年3月現在)に及ぶ研修修了生との国際情報ネットワークを活かした研修の広報・普及に努める。さらに、最新の地震学・地震工学の知見等に基づき、研修効果の充実と強化のための研究を着実に実施する。

○施策1 開発途上国等からの研修生に対する国際地震工学研修を実施

長期・短期併せて毎年度30名程度研修生を受け入れ

○施策2 研修効果の充実と強化のために地震学・地震工学分野の研究開発を実施

主要課題は、外部評価により研究目標や成果等を確認しつつ着実に推進

(関連記述)

【中期目標】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動

開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、地震工学に関する研修を通じて、開発途上国等の技術者等の養成を行うとともに、関連する研究開発を行い、研修内容の充実に努めること。この際、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に引き続き努めること。

【中期計画】

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動

① 国際地震工学研修の着実な実施

開発途上国等からの研修生に対する地震工学に関する研修について、国際協力機構等との連携により、長期・短期あわせて毎年度30名程度の研修を実施し、開発途上国等における地震防災対策の向上に資するよう技術者等の養成を行う。

また、研修内容の充実に努めるため関連研究を着実に実施するとともに、世界で発生した大地震に関するデータベースや英語講義ノートの充実・公表等により、研修の広報・普及と研修効果の充実を図る。

II 国際機関・海外研究機関等との協力・研究交流の推進（5課題、8施策）

課題2 国際機関等の活動への参加

世界各国の先端的な研究動向の把握や共同研究計画の立案や協力、国際標準化への支援等を図るため、海外研究機関等から構成される国際機関である CIB、RILEM、IEA-EBC(国際エネルギー機関-建築及びコミュニティのエネルギー)、ISO(国際標準化機構)等、国際機関等の行う活動に役職員を派遣して国際協力や国際調和に積極的に貢献する。

- 施策3 国際機関等への参加及び当該機関の行う活動への役職員派遣
国際機関等への参加等を毎年度5回程度実施

課題3 海外の研究機関等との共同研究等の実施

我が国を代表する建築分野の公的研究機関として、国際会議等での対話の機会を活かして、共通の課題や関心を有する先進国の研究機関等や、我が国のこれまで体験・知見を活かした協力が可能なアジア等の新興国の研究機関等との間で、積極的に研究協力覚書(MOU)等を締結・更新し、各分野での共同研究の枠組みを強化する。

さらに、最新の研究情報の交換、先端的な研究開発テーマに関する共同研究の実施や研究交流、ワークショップ等の企画・開催等を進める。

- 施策4 海外研究機関等との研究協定(研究協力覚書)等の締結・更新
共通の関心に基づき、あらたな協力案件に応じて研究協定締結を図るほか、締結済の研究協定等の見直しや内容の充実を進めるとともに、それに基づく共同研究プロジェクトを推進

課題4 国際的な研究交流とグローバルネットワーク形成の推進

国際的な研究交流や研究成果の普及、さらには研究者レベル・研究機関レベルのグローバルなネットワークの形成に資するため、さまざまな国際研究集会やワークショップ等への参加・発表、海外調査の実施等のために、役職員を派遣する。

- 施策5 国際研究集会やワークショップ等への参加等
役職員派遣を毎年度30回程度、国際研究集会等での発表を毎年度15回程度実施

課題5 研究者の長期派遣、海外からの受け入れ

所内研究者の人材育成のため、海外研究機関等への長期派遣を行い、国際的環境下における研究・研修の機会を提供するとともに、海外研究機関等からの要請により海外からの研究者・研修生を受け入れる。本課題は課題3、4の実施と密接な関係がある。

○施策6 所内研究者の海外研究機関等への長期派遣の実施

長期派遣研究員制度の活用等により、希望者を募集し、選考のうえ派遣

○施策7 海外研究機関等からの研究者・研究生の受け入れ

毎年度、20名程度の研究者等を受け入れ

課題6 研究成果の国際的な普及による国際貢献

地球規模の課題解決に向けた科学技術協力の強化の一環として、住宅・建築・都市に関する耐震技術・環境技術の研究成果の世界への普及による国際貢献を推進する。

また、建築研究所が世界的に技術的優位を有する分野(構造、環境、防火等)においては、国内産業界・学会・関係機関や、さらには関係諸国とも協力し、評価方法や試験方法等の国際標準化を進める。

本課題は課題2と密接な関係がある。

○施策8 ISO規格の提案と作成への積極的な関与と貢献

ISOの国際会議、国内審議委員会等の活動への積極的な関与と貢献

○施策9 耐震技術・環境技術等の研究成果の国際的な普及

研究成果の技術資料・レポートの英語版を毎年度2件程度出版

○施策10 海外学術誌等での外国語による査読付き論文掲載

毎年度、15報程度

(関連記述)

【中期目標】

(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置

① 他の研究機関との連携等

研究開発テーマの特性に応じ、国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点にたつて、研究開発の効率的かつ効果的な連携を推進するものとする。その際、共同研究、人事交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めること。

(4) 国際連携及び国際貢献

海外研究機関との共同研究や人的交流等による国際連携を推進すること。

また、我が国特有の自然条件や生活文化等の下で、培った建築・都市計画技術を活用し、産

学官各々の特性を活かした有機的な連携を図りつつ、世界各地の状況に即して、成果の国際的な普及や規格の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努めること。

【中期計画】

(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置

① 他の研究機関との連携等

研究開発を効率的・効果的に推進するため、住宅・建築・都市分野の研究開発に関する産学官連携の核(コア)として、建築研究開発コンソーシアムなどを活用し、研究開発テーマの特性に応じ、国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究を、中期目標期間中の各年度において40件程度実施する。

(4) 国際連携及び国際貢献

海外の研究機関等との共同研究は、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づいて行うこととする。また、海外の研究機関等からの研究者の受け入れ、研究所の職員の海外派遣等の人的交流を積極的に実施する。その際、海外からの研究者については、奨学金制度等を積極的に活用し、毎年度20名程度を受け入れる。

また、我が国特有の自然条件や生活文化等の下で培った建築・都市計画技術の強みを活かし、産学官各々の特性を活かした連携を図りつつ、耐震技術、環境技術などの成果の国際的な普及や規格の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。さらに、研究開発の質の一層の向上を図るため、職員を国際会議等に参加させることを推進する。

Ⅲ 研究成果の国際的な普及による国際貢献（2課題、2施策）

課題7 国際会議等の主催等

研究成果の国際的な普及と海外研究者との研究交流を効果的に行うため、戦略的・先端的分野の研究課題をテーマとする国際会議等の主催・共催・協力等を推進する。

○施策 11 建築研究所が主催・共催する国際会議の実施

毎年度、2回程度

課題8 ホームページによる情報発信

ホームページによる海外への情報発信を進め、研究所の概要や活動内容をはじめ、国際地震工学研修における講義内容等を、わかりやすく世界に発信する。

○施策 12 ホームページを活用し、研究開発の状況・成果を世界に発信

毎年度 450 万件以上のアクセス件数

(関連記述)

【中期目標】

(3) 技術の指導及び成果の普及

② 成果の普及等

また、成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けること。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供すること。

【中期計画】

(3) 技術の指導及び成果の普及

② 成果の普及等

また、成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信、成果発表会の開催、学会での論文発表、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、建築関係者のみならず広く国民に対し、成果等の効果的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。

成果発表会については、発表会の開催、国際会議の主催等を通じて、毎年度 10 回以上の発表を行うとともに、学会での論文発表のうち査読付き論文については、毎年度 60 報以上を目指す。また、毎年度2回研究施設の公開日を設け、広く一般公開する。さらに、研究所のホームページについて、毎年度 450 万件以上のアクセス件数を目指す。

IV 開発途上国等への協力の推進（1課題、1施策）

課題9 開発途上国等への協力の推進

海外への研究成果の普及のため、諸外国からの要請に基づく災害調査や技術協力案件に対して職員を海外研究機関等に派遣するとともに、海外研究機関と共同研究を行うことを前提にした技術協力案件に取り組む。

また、住宅・建築分野における地震防災に関する国際ネットワーク及び大地震・津波が発生した際の国際的なバックアップ体制を構築する UNESCO 建築住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト(IPRED)を推進する。

○施策 13 国際協力のため、職員を海外に派遣

諸外国から要請に基づき、海外への職員派遣を積極的に実施、また、関係国で行われる UNESCO の IPRED 会合に年1回程度参加

(関連記述)

【中期目標】

(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動

さらに、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など、国際協力を資する活動を積極的に行い、国際貢献に努めること。

【中期計画】

(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動

② その他の国際協力活動の積極的な展開

国際協力機構等と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。

また、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力を資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)による建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトの中核機関として、地震防災関係の国際ネットワークづくりや地震時の国際バックアップ体制の構築に努める。